

周南市防災行政無線施設整備の調査に関する決議

1 調査事項

本議会は、地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査するものとする。

- (1) 周南市防災行政無線施設整備において、請負契約に係る事業の進捗が図られていないことに関する事項

2 調査権限の委任

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項、第5項及び第10項並びに同法第98条第1項の権限を防災行政無線施設整備に関する調査特別委員会に委任する。

3 調査期限

上記特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

4 調査経費

本調査に要する経費は、平成22年度においては、600万円以内とする。

以上、決議する。

平成23年1月17日

山口県 周南市議会